

地域観光事業者物価高騰対策事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊後高田市内の観光施設等の周遊を目的とした旅行商品を造成する旅行者に対し地域観光事業者物価高騰対策事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付することにより、団体客の誘致促進を図り、地域観光事業者の経営安定化及び観光需要の維持を目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行者であること。

2 自己又は自社の役員等及び旅行の参加者全員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

(交付対象事業及び助成金の額)

第 3 条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 旅行の出発地は豊後高田市外からとし、往復ともに貸切りバスを利用すること。
- (2) 旅行の参加人数は 1 行程につき 20 人以上であることとし、旅行者、バス事業者の添乗員及び乗務員を除くこと。
- (3) 豊後高田市内の飲食店での食事利用を行うこと及び別表に記載の有料観光施設等を 2 ヶ所以上見学すること。
- (4) 学校行事(修学旅行、社会見学、農家民泊等)として行う教育旅行、主な目的が会議・研修、特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。

2 助成金の額は次のいずれかとする。

- (1) バス 1 台につき、30,000 円
- (2) フェリー乗船の場合、バス 1 台につき 30,000 円に、フェリー乗船料(上限 30,000 円)を加えた額

(助成金の申請)

第 4 条 交付対象者は、助成金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、豊後高田市観光まちづくり株式会社(以下、「まちづくり会社」という。)に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表(催行日時、参加人数、食事場所・観光施設等明記のもの)
- (2) その他、まちづくり会社が必要と認める書類

2 まちづくり会社は、前項の書類の提出があった場合には当該申請の内容を審査し、助成金交付の可否を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により、速やかに交付対象者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第 5 条 助成金の交付の決定を受けた者は、旅行実施後 1 か月以内に次に掲げる書類をまちづくり会社に提出しなければならない。

- (1) 助成金実績報告書(様式第 3 号)

- (2) 入館料、食事代等の領収書又はクーポン等の写し（必ず、日付・人数等明細が明記されているもの）を添付すること
- (3) 助成金交付請求書（様式第4号）

（補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり会社が別に定める。

別表

観光施設名称	備考
昭和ロマン蔵	1施設としてカウントし共通券等購入（2館・3館）
チームラボギャラリー真玉海岸	
不均質な自然と人の美術館	
富貴寺	
真木大堂	
熊野磨崖仏	
長安寺	太郎天像拝観
鬼会の里	資料館入館
長崎鼻リゾートキャンプ場	花の時期での駐車場料領収証等の証明書必須